

令和3年度介護報酬改定に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する規準等の一部を改正する省令が公布されました。それに伴い、以下の条例を改正しました。

栗東市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

【主な改正内容】

- ・全サービス共通：感染症対策の強化、業務継続に向けた取組みの強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進 等
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護：認知症専門ケア加算等の見直し
- ・夜間対応型訪問介護：認知症専門ケア加算等の見直し
- ・地域密着型通所介護：災害への地域と連携した対応の強化
- ・認知症対応型通所介護：災害への地域と連携した対応の強化
- ・小規模多機能型居宅介護：通所困難な利用者の入浴機会の確保
- ・看護小規模多機能型居宅介護：通所困難な利用者の入浴機会の確保
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護：介護付きホームにおける看取りへの対応の充実
- ・認知症対応型共同生活介護：認知症グループホームにおける看取りへの対応の充実
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実、見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置の緩和

栗東市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

【主な改正内容】

- ・全サービス共通：感染症対策の強化、業務継続に向けた取組みの強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進 等
- ・介護予防認知症対応型通所介護：災害への地域と連携した対応の強化
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護：通所困難な利用者の入浴機会の確保
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護：認知症グループホームにおける看取りへの対応の充実